

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	3 2 2 6
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	3 2 2 8
○ 北九州市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	3 2 2 9
○ 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	3 2 3 0
○ 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	3 2 3 2
○ 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】	3 2 3 4
◇ 告 示	
○ 利用料金の額の承認【環境局環境未来都市推進室】	3 2 3 5
◇ 公 告	
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】	3 2 3 6
○ 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】	3 2 3 7
○ 都市公園の名称変更【建設局公園緑地部公園管理課】	3 2 3 8
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】	3 2 3 9
◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約の落札者の決定（2 件）【上下水道局総務経営部営業課】	3 2 4 0

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の一部改正に伴い、北九州市児童福祉措置費等徴収規則において引用する同法の題名等を改めることにしました。
- 2 児童福祉法の一部改正に伴い、同法の条項ずれに応じた整備を行うことにしました。

この規則は、1については平成26年10月1日から、2については平成27年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立母子福祉センターの名称の変更に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、北九州市心身障害者扶養共済制度条例施行規則において引用する同法の題名を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則において引用する同法の題名を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則において引用する同法の題名を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規則において引用する母子及び寡婦福祉法の題名を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成26年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第47号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

別表第1のAの項中「（単給世帯を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第14条に規定する」を「による」に改め、同表の備考第2項中「第41条の19の4第1項及び第3項並びに」を「第41条の19の4第1項及び第3項、」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、同表の備考第5項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

別表第2のAの項中「（単給世帯を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の備考第2項第2号中「母子及び寡婦福祉法第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に改める。

別表第3のAの項中「（単給世帯を含む。）」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯」に改める。

別表第4のAの項中「（単給を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の備考第1項中「4時間30分」を「7時間30分」に、「10」を「16」に改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条の2第1項の改正規定は平成27年1月1日から、別表第1の備考第2項の改正規定は公布の日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第48号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立母子福祉センターの項中「北九州市立母子福祉センター」を「北九州市立母子・父子福祉センター」に改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

北九州市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第49号

北九州市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北九州市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第50号

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則（昭和46年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1のAの項中「（単給を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の注書第3項中「第41条の19の4第1項及び第3項並びに」を「第41条の19の4第1項及び第3項、」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第2中

「

対象収入額等による階層区分	
階層区分	定義
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

を

「

対象収入額等による階層区分	
1	生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

に

」

改める。

別表第3中

税額等による階層区分	
階層区分	定義
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

を

税額等による階層区分	
A	生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

に

改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第1の注書第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第51号

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則（昭和61年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1のAの項中「（単給を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の注書第3項中「第41条の19の4第1項及び第3項並びに」を「第41条の19の4第1項及び第3項、」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第2中

「

対象収入額等による階層区分	
階層区分	定義
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

を

「

対象収入額等による階層区分	
1	生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

に

」

改める。

別表第3のAの項中「（単給を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第1の注書第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第52号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項第11号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

北九州市告示第429号

北九州市響灘ビオトープ条例（平成24年北九州市条例第40号）第8条第3項の規定により、北九州市響灘ビオトープの利用料金の額を承認したので、北九州市響灘ビオトープ条例施行規則（平成24年北九州市規則第78号）第6条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月30日

北九州市長 北橋健治

区分		金額				適用期間	
施設	ビオトープ園	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
			個人	1人	円 100		円 50
			団体（30人以上）	1回	80		40
	講義室	1時間又はその端数ごとに1,600円					
設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円					
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円					
	DVDレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円					
	ワイヤレスマイク	1台につき1時間又はその端数ごとに500円					
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円					

北九州市公告第 8 1 9 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 7 7 2	北九州市立小敷ひびきの公園	北九州市若松区大字小敷	北九州市若松区大字小敷の一部
4 7 7 3	北九州市立ひびきの北公園	北九州市若松区塩屋二丁目	北九州市若松区塩屋二丁目の一部
4 7 7 4	北九州市立永犬丸一丁目中公園	北九州市八幡西区永犬丸一丁目 1 1 番	北九州市八幡西区永犬丸一丁目 1 1 番の一部
4 7 7 5	北九州市立本城学研台二丁目公園	北九州市八幡西区本城学研台二丁目 1 8 番	北九州市八幡西区本城学研台二丁目 1 8 番の一部

2 供用開始の期日

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 8 2 0 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 4 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 6 0 4	北九州市立三萩野北公園	北九州市小倉北区三萩野一丁目 1 番	北九州市小倉北区三萩野一丁目 1 番の一部
4 4 3 8	北九州市立青葉台緑道	北九州市若松区青葉台西一丁目 2 番、3 番及び 7 番、青葉台西三丁目 1 番及び 3 番並びに青葉台西四丁目 1 1 番及び 1 2 番	北九州市若松区青葉台西一丁目 3 番及び青葉台西四丁目 1 2 番の一部

2 変更の期日

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 8 2 1 号

都市公園の名称を変更するので、次のとおり公告する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 建 治

1 名称を変更する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	新旧 の別	名 称	位 置	区 域
3 5 4 5	新	北九州市立東篠 崎きずな公園	北九州市小倉北 区東篠崎一丁目 1 7 番	北九州市小倉 北区東篠崎一 丁目 1 7 番の 一部
	旧	北九州市立東篠 崎 1 号公園		

2 変更の期日

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

北九州市公告第 8 2 2 号

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 5 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成 2 6 年 8 月 1 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人トトスイリーゼ北九州

(2) 代表者の氏名

土居正依

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区日の出町一丁目 2 番 3 - 1 0 0 3 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州及び近郊の地域住民に対して、スポーツ・文化・国際交流に関する事業を行い、まちづくり・スポーツ振興・子供の健全育成や高齢者の健康増進・地域コミュニティの形成を図るとともに、市民レベルでのアジア諸国との連携を図り、国際協力・平和の推進に寄与することをも目的とする。

北九州市上下水道局公告第143号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約について、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月30日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
平成27年度上下水道局イントラ用パソコン等の借入れ及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月4日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
1億2,654万4,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年7月11日
- 8 落札方法
最低価格による

北九州市上下水道局公告第144号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約について、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月30日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
水道料金システム帳票出力業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月12日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 データプラス
福岡市博多区博多駅南一丁目3番11号
- 5 落札金額
3,827万6,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年7月7日
- 8 落札方法
最低価格による。